

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 朝凧会

役員報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝風会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、退任慰労金等について必要事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、職員を兼務しない法人の理事、監事、評議員をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 継続的かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容、勤務実態、総合的に勘案・評価し、役員等報酬表（別表1）に定める基準額を評議員会にて決定し支給する。賞与は支給しない。

2 前項に該当しない役員等が法人業務に携わったときは、次のとおり支給する。

1日 4時間以内 2, 227円

1日 4時間以上 4, 455円

3 交通費は2, 000円を支給する。但し、往復67キロメートルを超える場合は、旅費規程第11条を適用する。

4 報酬額は評議員会において変更することができる。

5 理事会・評議員会に出席した場合は、実費弁償として旅費規程を適用する。

6 1週間で30時間以上勤務する場合は、社会保険等に参加する。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条1項の役員については、職員と同様とする。

(2) 第3条2項の役員等については、都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

第3章 定年及び退任慰労金等

(定年)

第5条 役員の定年は満78歳とし、定年に達した日に属する任期末をもって退任とする。

(退任慰労金)

第6条 退任役員に対する退職慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

(1) 理事長

在任期間1年につき 50,000円

(2) 他の役員

在任期間1年につき 10,000円

2 在任期間の計算は、役員就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上を切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。

3 職員を兼務している間は除く（職員の就業規則適用）。

4 退職慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負債があるときは、その額を控除する。

第4章 その他

(慶弔及び旅費)

第7条 慶弔及び出張旅費は法人の慶弔及び旅費規程を適用する。

(費用弁償)

第8条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費支給する。

(公表)

第9条 この規程は報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1. この規程は、平成29年 6月20日から施行する。
2. この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

別表1 役員等報酬表

号 俸	支 給 基 準 額
1号俸	月額50,000円
2号俸	月額100,000円
3号俸	月額150,000円
4号俸	月額200,000円
5号俸	月額250,000円

1日の勤務時間が4時間未満の場合は半額とする。